

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 7 月 3 0 日

愛西市長 日 永 貴 章

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

愛西市全域

2. 協議の結果を取りまとめた年月日（検討会開催日）

令和 3 年 7 月 2 0 日

3. 地域の人と農地の現状

出し手 6 3 4 名 農地 2, 2 1 6 筆

4. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（中心経営体）の状況

1 8 8 経営体数

法人	1 9 経営体	新規就農者	8 経営体
----	---------	-------	-------

個人	1 5 2 経営体	集落営農	9 組織
----	-----------	------	------

5. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分でない。

6. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は原則として農地中間管理機構に農地を貸付ける。

7. 地域農業の将来のあり方

市の人・農地プランは、ゾーニングの完成と耕作放棄地の予防を目標としている。現在、中心となる経営体以外の農業者に関しては現状維持として営農を行っているが、耕作が困難になった場合は、農地中間管理機構を活用し、積極的に農地集積を進めていく。

また、市の特産物であるレンコンを衰退させないよう水稻主体経営体とレンコン主体経営体にそれぞれの作付けエリア等について理解を深めてもらうことで共存共栄を目指す。